別表第1（第4条第1項第1号）

事業内容及び補助基準

補助事業名	補助事業内容・対象経費	補助基準額
1 保育教諭等配置改善事業	公定価格（人件費に係る加算含む）に含まれる保育教諭等数を超えて配置する保育教諭等の人件費。 ただし、上限を5人とする。	対象者1人当たり月額 368,607円
2 特別支援保育実施事業	習志野市保育指導委員会（以下、「委員会」という。）の審議を経て、こども部長より特別な支援が必要であると決定された児童の保育のために配置する保育教諭等の人件費。なお、当該決定日の属する月の翌月より対象とする。 ただし、当該年度の入所又は連携先からの進級の事由により委員会の審議を経ていないが施設において特別な支援が必要であると判断する場合に限り、該当児童の受入後に開催される1回目の委員会の決定を事業実施月から適用することができる。	対象者1人当たり月額 368,607円
3 産休明け保育実施事業	生後57日目から4か月未満の乳児の保育のために市基準に基づき配置する保育教諭等の人件費。	対象者1人当たり月額 265,663円 ただし、月途中入所の場合は、月額に次の値を乗じて日割り計算とする。 入所月の登園日数／当該月の開園日数
4 看護師等配置事業	市基準に基づき専任の看護師、准看護師、保健師又は助産師を常勤換算値において1人以上配置した場合に、実人数1人分の人件費。	1施設当たり月額 413,762円
5 栄養士配置事業	公定価格の栄養管理加算の適用を受けている施設において、市基準に基づき栄養士又は管理栄養士を常勤換	1施設当たり月額 191,145円

補助事業名	補助事業内容・対象経費	補助基準額
	算値において1人以上配置した場合に、実人数1人分の人件費。	
6 事務職員配置事業	市基準に基づき施設長を専任化するために事務職員を配置した場合に、実人数1人分の人件費。	1施設当たり月額 314,045円
7 主食費等徴収免除事業	(1)通常分 副食費徴収免除対象子どもの主食費の徴収免除に要する経費。 (2)預かり保育分 副食費徴収免除対象子どもが預かり保育を利用した場合の給食費及びおやつ代の徴収免除に要する経費。	(1)1施設当たり月額 35円×各月1日時点の対象児童数×給食実施日数 (2)1施設当たり月額 290円×給食費免除食数+50円×おやつ代免除食数
8 おむつ回収事業	おむつの自園処理を行う施設において、おむつの廃棄に要する経費。	1施設当たり月額100円×各月1日の3歳未満児の在籍数
9 実費徴収に係る補足給付事業	次の(1)～(4)のいずれかに該当する本市の教育・保育認定保護者が支払うべき次の(ア)または(イ)の経費。 (1)生活保護法による被保護世帯 (2)中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 (3)里親 (4)上記に準ずる者として市長が認めた者 (ア) 日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用 (イ) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用	対象児童1人当たり月額2,800円

補助事業名	補助事業内容・対象経費	補助基準額
10 調理員配置事業	（1） 通常分 自園調理を実施する施設において、国基準の調理員数を超えて、次の基準を満たすために配置する調理員の人件費。ただし、国基準と次の基準の調理員数が同数になる場合は、補助対象としない。 （基準） 各月1日時点の児童が100人以下の場合は2人、101人以上の場合は50人毎に1人を加えた数とする。ただし、児童201人以上の施設において加工食材を用いて調理を行う場合は、当該調理員の数に3分の2を乗じて得た数（小数点以下の端数が生じたときは、これを切り上げた数）とする。 なお、公定価格の給食実施加算（自園調理）の額は、寄付金その他の収入額として対象経費から控除する。 （2） 特別加配分 アレルギー、その他市長がこれに相当するものとして認める理由により除去食・代替食を要する児童が在籍する施設において、 除去食・代替食の提供のために配置する調理員の人件費。 対象児童5名以上の場合 …調理員1人分 対象児童10名以上の場合 …調理員2人分	（1）対象者1人当たり月額314,045 円 （2）1施設当たり月額120,466円
11 教材購入事業	教育・保育内容の充実、向上のための物品の購入に要する経費。	1施設当たり年額177円×各月1日在籍の児童数の合計

補助事業名	補助事業内容･対象経費	補助基準額
12 地域交流活動支援事業	次の(1)～(4)のいずれかに該当する地域交流活動の実施に要する経費。ただし、人件費を除く。 (1) 子育て家庭の育児不安への相談指導 (2) 園庭の開放による地域との交流 (3) 児童の地域住民とのふれ合い活動 (4) その他市長が認める事業	1施設当たり年額 120,000 円
13 独立行政法人日本スポーツ振興センター加入事業	独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度加入に係る保護者の負担を軽減するため、負担金に要する経費。	児童1人当たり年額 75 円
14 賠償責任保険加入事業	施設の管理における瑕疵による事故等に起因する損害賠償等の負担を軽減するため、賠償責任保険に要する経費。	1施設当たり年額 30,000 円
15 児童健康診断実施事業	眼科検診、歯科検診及び国が定める以下の回数を超えて市基準に基づき実施した健康診断に要する経費。 ･幼保連携型：年 2 回 ･幼稚園型：年 1 回	1回当たり 29,100 円
16 職員健康診断実施事業	年1回の健康診断（胸部レントゲン及び尿検査を含む。）に要する経費。 ただし、公定価格の基本分単価に含まれる職員数分を除く。	1施設当たり年額 2,000 円×対象者数
17 職員研修実施事業	職員の資質向上のための研修に係る次の(1)または(2)の経費。 (1)研修参加費用 (2)研修参加に伴う教材等に係る実費相当部分、旅費及び宿泊費	1施設当たり年額 60,000 円
18 第三者評価受審事業	公定価格の第三者評価受審加算適用年度の翌年度から起算して3年度目または4年度目に当事業（公定	1施設当たり年額 150,000 円

補助事業名	補助事業内容・対象経費	補助基準額
	価格加算事業と同等事業として市長が認めるもの）を実施する場合に要する経費。	
19 一時保育実施事業	児童福祉法第34条の12第1項の規定に基づく「一時預かり事業開始届出書」を県に提出し事業実施する施設において、国が定める一時預かり事業実施要綱に基づき実施する一時保育の運営に要する経費。	国が定める子ども・子育て支援交付金交付要綱に規定される運営費の基準額に準拠した額。
20 地域子育て支援拠点事業	社会福祉法第69条第1項の規定に基づく「住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業開始届」を県に提出し事業実施する施設において、国が定める地域子育て支援拠点事業実施要綱に規定される一般型の事業実施に要する経費。	国が定める子ども・子育て支援交付金交付要綱に規定される運営費の基準額に準拠した額。
21 利用者支援事業	社会福祉法第69条第1項の規定に基づく「住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業開始届」を県に提出し事業実施する施設において、国が定める利用者支援事業実施要綱に規定される基本型の事業実施に要する経費。	国が定める子ども・子育て支援交付金交付要綱に規定される運営費の基準額に準拠した額。
22 医療的ケア児保育支援事業	市が実施する医療的ケア児保育支援事業と同等の事業として市長が認める事業実施に要する次の経費の合計。 （1）事業実施のために配置する看護師等または保育教諭等の人件費 （2）国が定める「医療的ケア児保育支援事業実施要綱」に規定される研修の受講に係る次の経費 ア：受講料、旅費、手数料 イ：研修受講に係る代替職員の配	1施設当たり次の（1）～（3）の合計額。 （1）看護師等を配置する場合は、月額413,762円×事業実施月数、保育教諭等を配置する場合は、月額368,607円×事業実施月数。 （2）研修を受講した場合は、年額 300,000

補助事業名	補助事業内容・対象経費	補助基準額
	置に要する費用（ただし、公定価格の基本分単価に含まれる年間3日分を除く。） （3）（1）の職員を補助するために配置する保育教諭等の人件費	円 （3）補助職員を配置した場合は、年額 2,533,000 円
23 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業	「千葉県保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業実施要綱」に基づく事業実施に要する次の経費の合計額。 なお、同実施要綱に規定の対象経費の留意事項を準拠すること。 （1）養成施設等の長が証明する養成施設等に対して支払われた入学料（養成施設等における受講の開始に際し、当該養成施設等に納付する入学金又は併願登録料）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。））及び上記経費の消費税 （2）研修受講者の代替として雇用する職員の雇上費	対象者1人当たり次の（1）～（2）の合計額。 （1）対象経費（1）の1／2（小数点以下切捨）と 100,000 円の少ない方の額 （2）代替職員を雇用した場合は、1 日 8,440 円
24 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業	「千葉県保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業実施要綱」に基づく事業実施に要する次の経費の合計額。 なお、同実施要綱に規定の対象経費の留意事項を準拠すること。 （1）大学等の長が証明する大学等に対して支払われた入学料（大学等における受講の開始に際し、当該大学等に納付する入学金又は併願登録料）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含	対象者1人当たり次の（1）～（2）の合計額。 （1）対象経費（1）の1／2（小数点以下切捨）と 100,000 円の少ない方の額 （2）代替職員を雇用した場合は、1 日 8,440 円

補助事業名	補助事業内容・対象経費	補助基準額
	む。））及び上記経費の消費税 （2）研修受講者の代替として雇用する職員の雇上費	

別表第2（第6条）

交付申請に係る添付書類一覧

補助事業名	添付書類
7 主食費等徴収免除事業	別記第3号様式別添1「主食費徴収免除事業予定内訳書」
19 一時保育実施事業	別記第3号様式別添2「一時保育実施事業予定内訳書」
20 地域子育て支援拠点事業	別記第3号様式別添3「地域子育て支援拠点事業予定内訳書」
22 医療的ケア児保育支援事業	別記第3号様式別添4「医療的ケア児保育支援事業予定内訳書」

別表第3（第7条）

実績報告に係る添付書類一覧

補助事業名	添付書類
全事業共通	（1） 就業規則及び給与規程の写し （2） 職員名簿 （3） 職員の資格者証の写し
1 保育教諭等配置改善事業 2 特別支援保育実施事業 3 産休明け保育実施事業 4 看護師配置事業 5 栄養士配置事業 6 事務職員配置事業	（1） 補助対象職員人件費内訳表
7 主食費等徴収免除事業	（1）別記第3号様式別添5「主食費徴収免除事業内訳書」 （2） 主食費徴収免除対象子どもであることを証する書類（管外受託児童のみ。）
8 おむつ回収事業	（1） おむつ回収事業を実施していることが分かる書類

補助事業名	添付書類
9 実費徴収に係る補足給付事業	(1)別記第3号様式別添6「実費徴収に係る補足給付事業内訳書」 (2) 経費区分及び支払を証する書類
10 調理員配置事業	(1) 補助対象職員人件費内訳表 (2) 対象児童について加配を要することを証する書類(医師が作成した指導票その他これに類するものをいう。)
11 教材購入事業	(1) 別記第3号様式別添7「教材購入実施事業対象経費内訳書」
12 地域交流活動支援事業	(1) 別記第3号様式別添8「地域交流活動支援事業内訳書」 (2) 開催日、内容が分かるもの (3) 経費内訳及び支払を証する書類
13 独立行政法人日本スポーツ振興センター加入事業	(1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター加入契約書の写し (2) 当年度加入者 加入児童名簿 (3) 過年度加入者 同意書の写し (4) 保護者負担費が分かるもの
14 賠償責任保険加入事業	(1) 賠償責任保険の加入契約書の写し (2) 支払明細書の写し
15 児童健康診断実施事業	(1) 別記第3号様式別添9「児童健康診断実施事業対象経費内訳書」
16 職員健康診断実施事業	(1) 別記第3号様式別添10「職員健康診断実施事業対象経費内訳書」 (2) 支払を証する書類
17 職員研修実施事業	(1) 別記第3号様式別添11「職員研修実施事業内訳書」 (2) 事業実施が分かるもの (3) 経費区分及び支払を証する書類
18 第三者評価受審事業	(1) 評価機関と締結した契約書又は契約内容を証する書類 (2) 受審結果及び公表を行っているホームページの写し

補助事業名	添付書類
19 一時保育実施事業	(1) 別記第3号様式別添12「一時保育実施事業内訳書」 (2) 利用児童数、事業実施時間(日)等の事業の実施が分かるもの (3) 補助対象職員人件費内訳表
20 地域子育て支援拠点事業	(1) 別記第3号様式別添13「地域子育て支援拠点事業内訳書」 (2) 事業計画書など事業の実施を証明するもの (3) パンフレット
21 利用者支援事業	(1) 別記第3号様式別添14「利用者支援事業内訳書」 (2) 事業計画書など事業の実施を証明するもの (3) パンフレット
22 医療的ケア児保育支援事業	(1) 別記第3号様式別添15「医療的ケア児保育支援事業内訳書」 (2) 研修を受講した場合は、受講を証明するもの及び受講料等の支払を証する書類
23 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業	(1) 別記第3号様式別添16「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業内訳書」 (2) 別に市長に提出する 「千葉県保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業完了報告書」
24 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業	(1) 別記第3号様式別添17「保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業内訳書」 (2) 別に市長に提出する「千葉県保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業完了報告書」